

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 2 月27日
【計算期間】	第 6 期（自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日）
【ファンド名】	米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり） 米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）

以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といいます。また、必要に応じて米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）を「為替ヘッジあり」、米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）を「為替ヘッジなし」といいます。また、愛称として「ドルサイくん2015-12」という名称をつけることがあります。大和住銀投信投資顧問株式会社

【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6205-0200
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建ての社債等へ実質的に投資することで、安定した利息収益を確保するとともに、トータルリターンの獲得を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<属性区分表>

米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年 1 回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回	日本		
中小型株				
債券	年 4 回	北米	ファミリーファ ンド	あり (フルヘッジ)
一般	年 6 回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性	(毎月)			
()	日々	中南米		なし
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	
	()	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（社債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（社債）とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 商品分類表 >

米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年 1 回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回	日本		
中小型株				
債券	年 4 回	北米	ファミリーファン ド	あり ()
一般	年 6 回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他	アフリカ		
	()	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（社債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（社債）とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

イ．投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての社債等に実質的に投資し、安定した利息収益を確保するとともにトータルリターンの獲得を目指します。

- 当ファンドは下記の「指定投資信託証券」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

< 指定投資信託証券 >

ルクセンブルグ籍外国投資証券

- ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・ショート・デュレーション・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ クラスIX0シェアーズ(Cap MDist)

指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

- 指定投資信託証券は、米ドル建ての社債等を主要投資対象とし、運用はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（所在地：米国ニューヨーク）が行います。

・機動的な銘柄入替えを行い、相対的に高い利息収益の継続的な確保を目指します。

・短期デュレーション運用により、金利変動による価格変動リスクを極力排除します。

ポートフォリオ（短期金融商品等を含みます。）の目標平均デュレーションは、通常の状態では原則として3.5年以内とすることを基本とします。

個別証券では、残存期間が3.5年を超える債券に投資する場合があります。

- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。

- 指定投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

- 運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から投資助言を受けます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの概要

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントはゴールドマン・サックスの資産運用部門として1988年に設立されました。
- ゴールドマン・サックスは、1869年の創業以来、約150年の長い歴史を持つ世界有数の金融グループです。当社はニューヨークを本拠とし、事業法人、金融機関、政府機関および富裕層などの多岐にわたる顧客層に対して投資銀行業務、証券業および資産運用業において幅広いサービスをグローバルに提供しています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ロ．『為替ヘッジあり』と『為替ヘッジなし』の2つのファンドからお選びいただけます。

- 為替ヘッジあり...原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。
- 為替ヘッジなし...原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。
- 各ファンド間でスイッチングはできません。

ハ．毎年5月、11月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を目指します。

- 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子・配当収益のいずれか多い金額とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ニ．当ファンドは信託期間が約4年（2015年12月15日から2019年11月27日）の単位型投資信託です。

- 当ファンドの取得申込の受付は、終了しております。
- 各ファンドともに、2019年10月28日の既払分配金を含む基準価額（1万口当たり、税引前。以下同じ。）が10,500円未満となった場合、信託期間を4年延長し、信託期間終了日を2023年11月27日とします。

- 各ファンドともに、毎営業日において、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、上記にかかわらず、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。
- 目標水準は、2019年10月28日以前は12,000円とします。信託期間を延長した場合の2019年11月28日以降は10,500円とします。
 - 2019年10月29日から2019年11月27日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。
 - 投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合や、その他やむを得ない事情により既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。
 - 「為替ヘッジなし」では、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、速やかに対円で為替ヘッジを行います。
 - 既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（1万口当たり、税引前。以下同じ。）が目標水準以下となることがあります。

目標水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

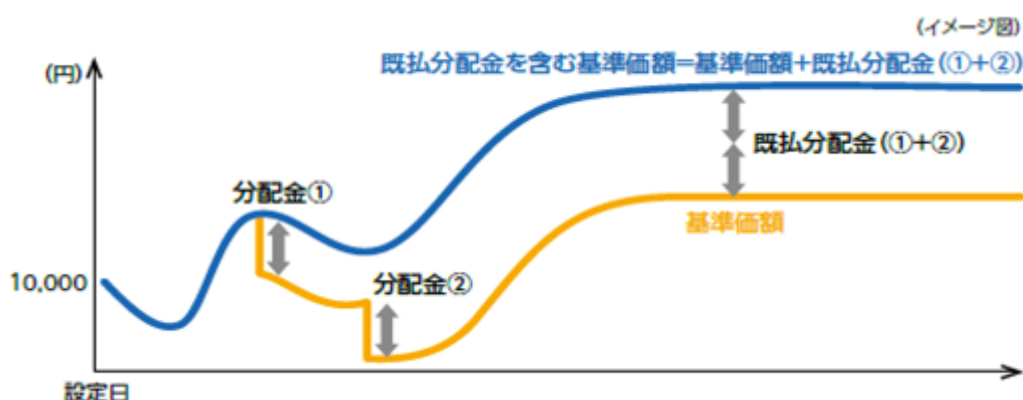
当ファンドの信託期間（償還方法）について

当ファンドの信託期間は、2015年12月15日～2019年11月27日の約4年間です。

ただし、既払分配金を含む基準価額の水準により、繰上償還または償還延長する場合があります。

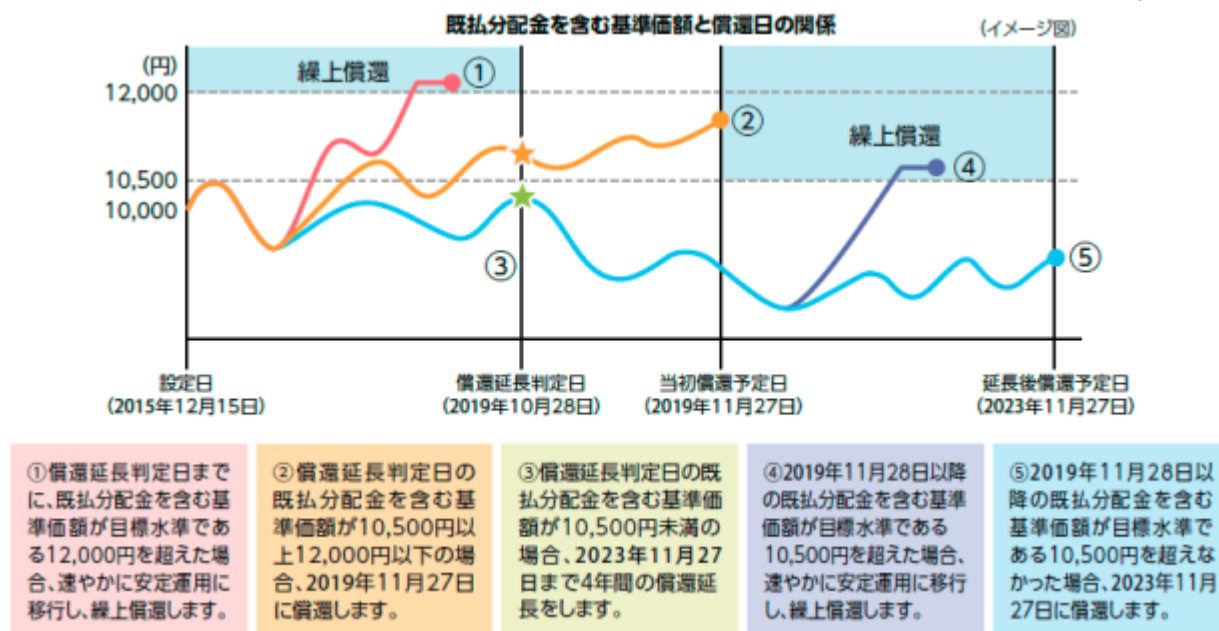
< 既払分配金を含む基準価額とは >

既払分配金を含む基準価額とは、ある日の基準価額にそれまでに支払われた分配金を加算した価額のことです（分配金は1万口当たり、税引前）。

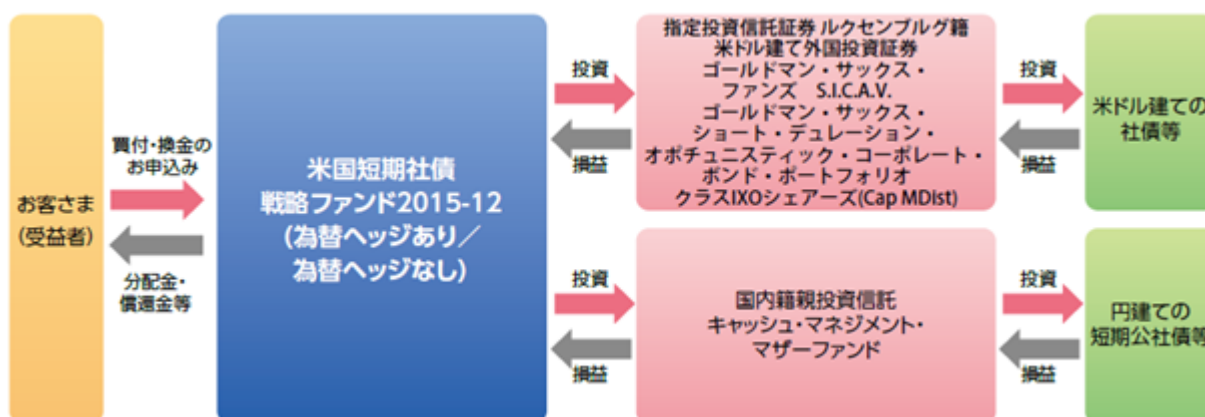


< 信託期間（償還日）について >

各ファンドの信託期間（償還日）は、運用状況（既払分配金を含む基準価額の水準）によって決まります。



< ファンドの仕組み >



指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

信託金の限度額

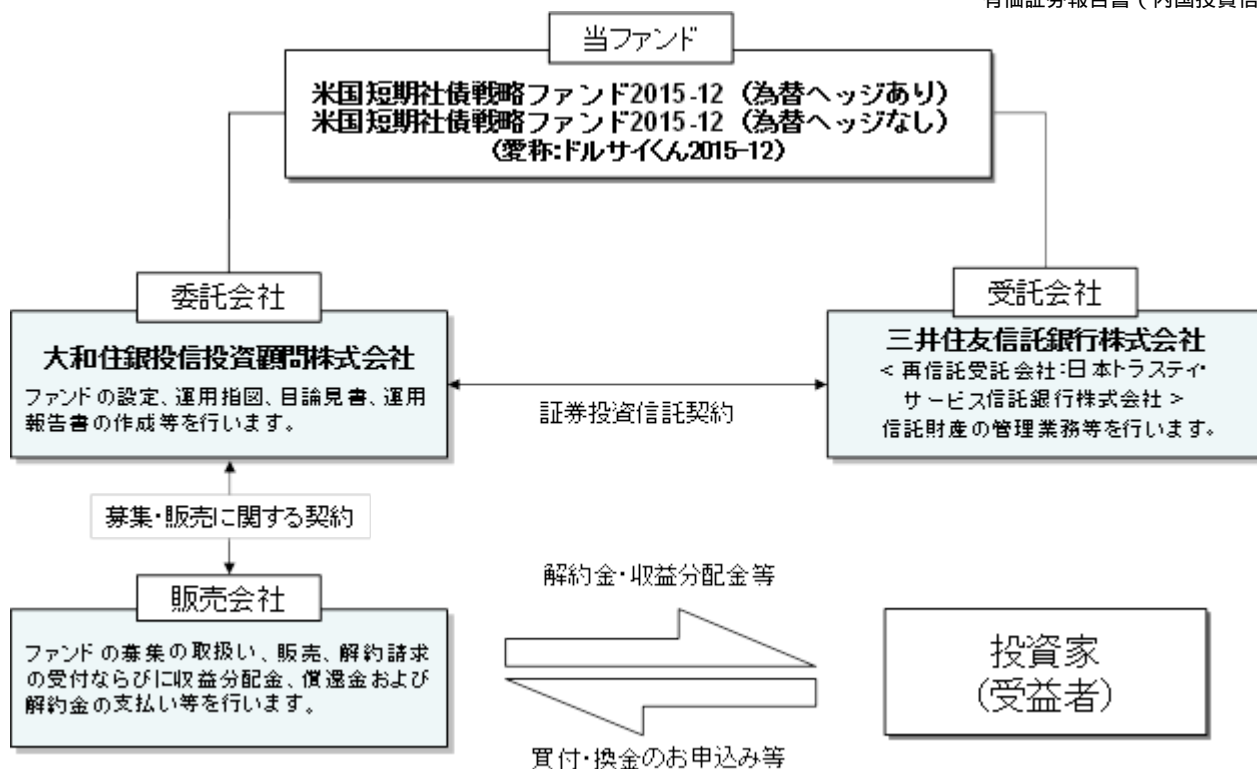
各々につき500億円を上限とします。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年12月15日 信託契約締結

2015年12月15日 当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

委託会社等の概況（2018年11月末現在）

- ・資本金の額 20億円
- ・会社の沿革
 - 1973年 6 月 1 日 大和投資顧問株式会社設立
 - 1999年 2 月18日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 1999年 4 月 1 日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内 1 - 9 - 1 グラントウキョウ ノースタワー	1,885,000	48.96
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	1,885,000	48.96
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 1	80,000	2.08

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[為替ヘッジあり]

主に別に定める投資信託証券^(注)（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします（指定投資信託証券は変更または追加される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用に当たっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。

組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

2019年10月28日において、既払分配金を含む基準価額（1万口当たり、税引前。以下本項および下記において同じ。）が10,500円を下回った場合、信託期間を延長し、新たな信託期間終了日を2023年11月27日とします。

毎営業日において、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、上記にかかわらず、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

目標水準は、2019年10月28日以前は12,000円とします。上記の規定により信託期間を延長した場合の2019年11月28日以降は10,500円とします。

2019年10月29日から2019年11月27日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合、その他やむを得ない事情により、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（1万口当たり、税引前。以下本項において同じ。）が目標水準を下回ることがあります。

上記の既払分配金を含む基準価額の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[為替ヘッジなし]

主に別に定める投資信託証券^(注)（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします（指定投資信託証券は変更または追加される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

運用に当たっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

2019年10月28日において、既払分配金を含む基準価額（1万口当たり、税引前。以下本項および下記において同じ。）が10,500円を下回った場合、信託期間を延長し、新たな信託期間終了日を2023年11月27日とします。

毎営業日において、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、上記にかかわらず、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に

入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

目標水準は、2019年10月28日以前は12,000円とします。上記の規定により信託期間を延長した場合の2019年11月28日以降は10,500円とします。

2019年10月29日から2019年11月27日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合、その他やむを得ない事情により、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、組入外貨建資産について、速やかに対円で為替ヘッジを行います。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（1万口当たり、税引前。以下本項において同じ。）が目標水準を下回ることがあります。

上記の既払分配金を含む基準価額の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(注)「別に定める投資信託証券」（指定投資信託証券）とは、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資証券

Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンド（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2018年11月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

< 指定投資信託証券の概要 >

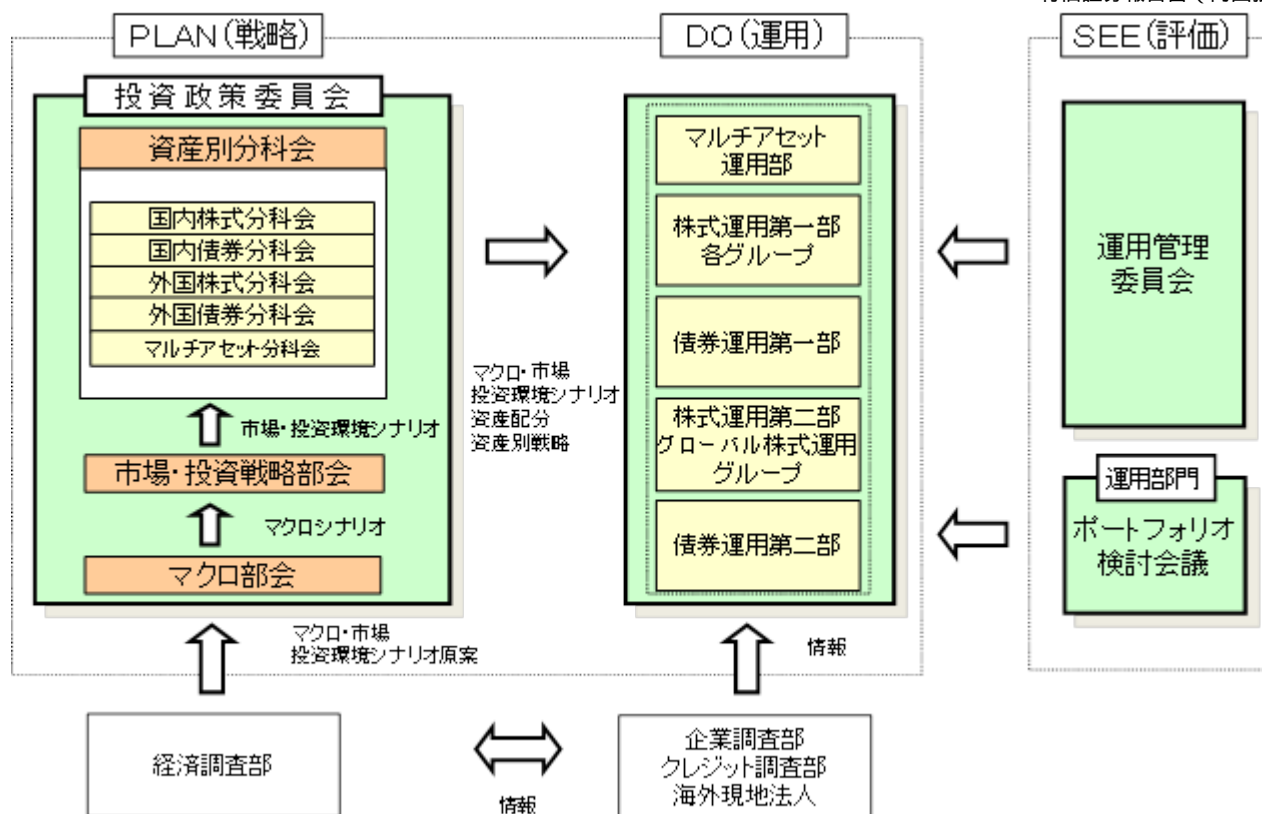
ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・ショート・デュレーション・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ クラスIX0シェアーズ（Cap MDist） Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)
ファンドの形態	ルクセンブルグ籍 / 外国投資証券 / 米ドル建て
運用目的	主に米ドル建ての世界の企業の発行する社債等に投資することで、安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することを目指します。
主要投資対象	主に米ドル建ての社債等を主要投資対象とします。
投資目的	1．主に世界の企業が発行する社債（ハイ・イールド社債、投資適格社債、一部転換社債や優先証券などを含みます。）を幅広く投資対象とします。原則として北米の発行体が発行する米ドル建ての銘柄を中心に投資することを基本とします。 2．ポートフォリオの目標平均デュレーションは、通常の状態では原則として3.5年以内とすることを基本とします。 3．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	1．単一の発行体の証券への投資割合は、ルクセンブルグの規制に従い、原則として信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 2．信託財産の純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	運用報酬：ありません。 ただし、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買時にかかる費用、有価証券の保管にかかる費用、信託財産にかかる監査費用、ファンド設立費用、名義書換事務代行費用等がファンドの財産から支弁されます。投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社への報酬は、当ファンドに投資する国内投資信託の委託者報酬から支弁されます。）。
関係法人	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン） 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

上記の内容は、今後変更になる場合があります。

<マザーファンドの概要>

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	-
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年2月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年7月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	-
その他	-

(3)【運用体制】



- * 当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、2018年11月末現在で約100名です。
- * 運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
- * 運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「3 投資リスク<リスクの管理体制>」に記載しております。
- * 当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年5月、11月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ．分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子・配当収益のいずれか多い金額とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託期間中の収益分配は、収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、以下に掲げる額とします。

- イ．当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
- ロ．当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、配当等収益の額から諸費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して 5 営業日までに開始します。

ロ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

（イ）投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

（ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ハ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（二）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ニ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を

目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- (ハ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
- 投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件

での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)為替リスク

<為替ヘッジあり>

当ファンドは、主要投資対象とする米ドル建て外国投資信託証券について、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、為替変動の影響を受ける場合があります。また、当該外国投資信託証券において米ドル建て以外の資産に投資した場合、米ドルと米ドル以外の通貨との為替変動による影響を受けます。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<為替ヘッジなし>

当ファンドは、主要投資対象とする米ドル建て外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます（米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。）。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)ハイ・イールド債券投資のリスク

ハイ・イールド債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。デフォルトが起きた場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

（７）転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

（８）カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（９）その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<その他の留意点>

（１）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（２）繰上償還について

毎営業日において、既払分配金を含む基準価額（１万口当たり、税引前。以下本項において同じ。）が目標水準を超えた場合、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

目標水準は、2019年10月28日以前は12,000円とします。信託期間を延長した場合の2019年11月28日以降は10,500円とします。

2019年10月29日から2019年11月27日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

投資対象の外国投資証券の換金制限などにより当該外国投資証券の売却が速やかに行えない場合、その他やむを得ない事情により、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから繰上償還が行われるまで日数がかかることがあります。

「為替ヘッジなし」では、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、速やかに対円で為替ヘッジを行います。

既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えてから償還までの市況動向等により、既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額（１万口当たり、税引前。以下同じ。）が目標水準以下となることがあります。

目標水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの既払分配金を含む基準価額もしくは既払分配金を含む償還価額が目標水準を超えることを示唆または保証するものではありません。

また、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

（３）換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止する

ことおよびすでに受付けたご換金の受付を取消することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(4)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5)法令・税制・会計等の変更可能性について

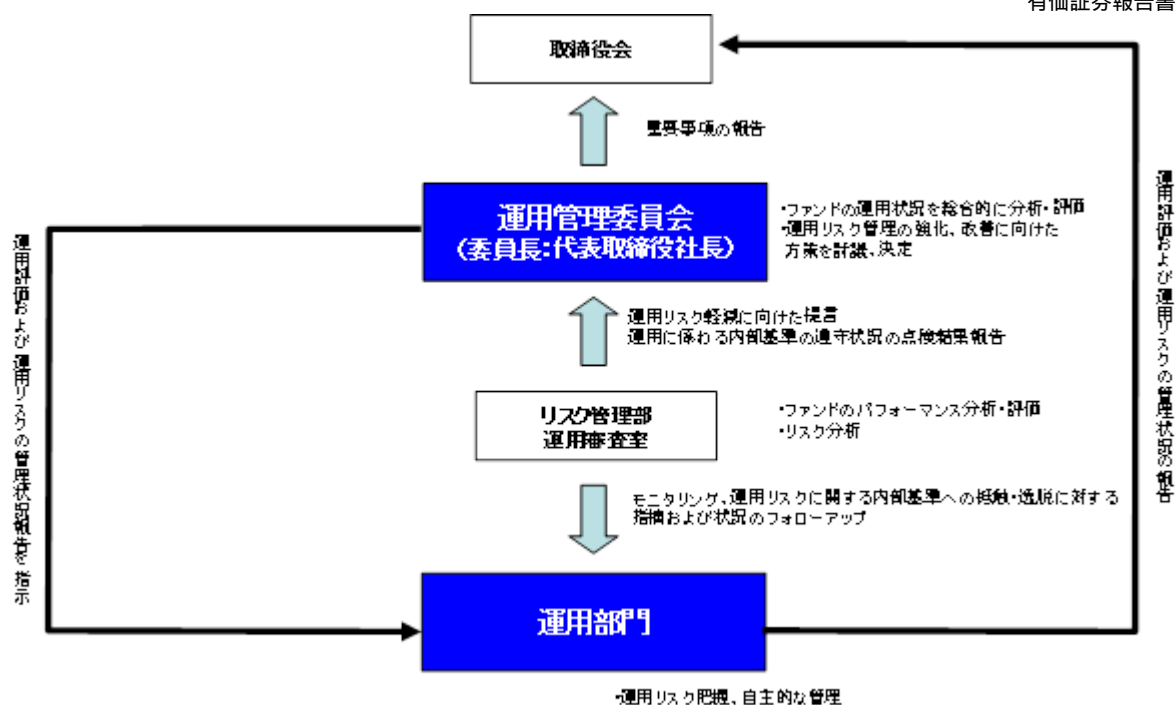
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

<リスクの管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
運用管理委員会 (20名程度)	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
リスク管理委員会 (14名程度)	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
監査部 (5名程度)	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
コンプライアンス・オフィサー (1名)	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
法務コンプライアンス部 (7名程度)	社内諸規程の統括・管理を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
リスク管理部 (18名程度)	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性の点検を行うほか、社内事務フローに係る企画・立案および管理等を行います。
運用審査室 (9名程度)	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
トレーディング部 (16名程度)	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

当ファンドの取得申込の受付は、終了しております。取得申込受付期間中の申込手数料は以下のとおりでした。

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.863%（税抜1.725%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率1.05%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.025%（税抜）

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券においても、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買時にかかる費用、有価証券の保管にかかる費用、信託財産にかかる監査費用、ファンド設立費用、名義書換事務代行費用等が指定投資信託証券の財産から支弁されます。

信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金¹については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率²で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告

分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率²が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

- 1 当ファンドは単位型投資信託であり、収益分配金に対する課税は、原則として、分配時の収益分配金の全額が対象となります。
- 2 所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りまゝす。との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金¹ならびに解約時および償還時の元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率²で源泉徴収されます。

- 1 当ファンドは単位型投資信託であり、収益分配金に対する課税は、原則として、分配時の収益分配金の全額が対象となります。
- 2 所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

* 上記の内容は2018年11月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）】

(1) 【投資状況】

(平成30年11月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	249,730	0.12%
投資証券	ルクセンブルグ	200,144,169	95.41%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,383,004	4.47%
純資産総額		209,776,903	100.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成30年11月末現在)

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist) ルクセンブルグ	投資証券	22,922	9,701	8,731	-	95.41%
		-		222,381,925	200,144,169	-	
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	245,556	1.0180	1.0170	-	0.12%
		-		250,000	249,730	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	95.41%
親投資信託受益証券	0.12%
合計	95.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(平成30年11月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(平成30年11月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成27年12月15日）	456	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成28年5月27日）	465	470	1.0257	1.0357
第2計算期間末 （平成28年11月28日）	365	369	1.0147	1.0247
第3計算期間末 （平成29年5月29日）	333	337	1.0356	1.0456
第4計算期間末 （平成29年11月27日）	285	288	1.0327	1.0427
平成29年11月末日	285	-	1.0342	-
平成29年12月末日	271	-	1.0306	-
平成30年1月末日	272	-	1.0416	-
平成30年2月末日	264	-	1.0332	-
平成30年3月末日	253	-	1.0165	-
平成30年4月末日	251	-	1.0227	-
第5計算期間末 （平成30年5月28日）	245	247	1.0077	1.0177
平成30年5月末日	240	-	1.0045	-
平成30年6月末日	241	-	1.0100	-
平成30年7月末日	241	-	1.0132	-
平成30年8月末日	237	-	1.0141	-

平成30年9月末日	236	-	1.0160	-
平成30年10月末日	216	-	0.9948	-
第6計算期間末 （平成30年11月27日）	209	210	0.9747	0.9797
平成30年11月末日	209	-	0.9761	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1期（平成27年12月15日～平成28年5月27日）	0.0100
第2期（平成28年5月28日～平成28年11月28日）	0.0100
第3期（平成28年11月29日～平成29年5月29日）	0.0100
第4期（平成29年5月30日～平成29年11月27日）	0.0100
第5期（平成29年11月28日～平成30年5月28日）	0.0100
第6期（平成30年5月29日～平成30年11月27日）	0.0050

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成27年12月15日～平成28年5月27日）	3.6%
第2期（平成28年5月28日～平成28年11月28日）	0.1%
第3期（平成28年11月29日～平成29年5月29日）	3.0%
第4期（平成29年5月30日～平成29年11月27日）	0.7%
第5期（平成29年11月28日～平成30年5月28日）	1.5%
第6期（平成30年5月29日～平成30年11月27日）	2.8%

（注）収益率＝（当計算期末分配基準価額－前計算期末分配基準価額）÷前計算期末分配基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成27年12月15日～平成28年5月27日）	456,298,327	2,421,543
第2期（平成28年5月28日～平成28年11月28日）	0	93,498,637
第3期（平成28年11月29日～平成29年5月29日）	0	38,018,229
第4期（平成29年5月30日～平成29年11月27日）	0	45,991,602
第5期（平成29年11月28日～平成30年5月28日）	0	32,894,560
第6期（平成30年5月29日～平成30年11月27日）	0	28,557,856

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）】

（1）【投資状況】

（平成30年11月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	249,730	0.04%
投資証券	ルクセンブルグ	580,218,700	97.04%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,438,758	2.92%
純資産総額		597,907,188	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成30年11月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist) ルクセンブルグ	投資証券	66,451	9,745	8,731	-	97.04%
		-		647,611,043	580,218,700	-	
2	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本	親投資信託受益 証券	245,556	1.0180	1.0170	-	0.04%
		-		250,000	249,730	-	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	97.04%
親投資信託受益証券	0.04%
合計	97.08%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】
（平成30年11月末現在）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
（平成30年11月末現在）
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成27年12月15日）	1,011	-	1.0000	-
第1計算期間末 （平成28年5月27日）	922	932	0.9272	0.9372
第2計算期間末 （平成28年11月28日）	918	923	0.9497	0.9547
第3計算期間末 （平成29年5月29日）	833	837	0.9741	0.9791
第4計算期間末 （平成29年11月27日）	731	735	0.9860	0.9910
平成29年11月末日	732	-	0.9907	-
平成29年12月末日	730	-	0.9974	-
平成30年1月末日	697	-	0.9734	-
平成30年2月末日	674	-	0.9540	-
平成30年3月末日	655	-	0.9308	-
平成30年4月末日	671	-	0.9649	-
第5計算期間末 （平成30年5月28日）	660	664	0.9591	0.9641
平成30年5月末日	649	-	0.9487	-
平成30年6月末日	659	-	0.9720	-
平成30年7月末日	656	-	0.9813	-
平成30年8月末日	644	-	0.9845	-
平成30年9月末日	649	-	1.0100	-
平成30年10月末日	612	-	0.9889	-
第6計算期間末 （平成30年11月27日）	600	603	0.9727	0.9777
平成30年11月末日	597	-	0.9734	-

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1期（平成27年12月15日～平成28年5月27日）	0.0100
第2期（平成28年5月28日～平成28年11月28日）	0.0050
第3期（平成28年11月29日～平成29年5月29日）	0.0050
第4期（平成29年5月30日～平成29年11月27日）	0.0050
第5期（平成29年11月28日～平成30年5月28日）	0.0050
第6期（平成30年5月29日～平成30年11月27日）	0.0050

【収益率の推移】

期間	収益率
第1期（平成27年12月15日～平成28年5月27日）	6.3%
第2期（平成28年5月28日～平成28年11月28日）	3.0%
第3期（平成28年11月29日～平成29年5月29日）	3.1%
第4期（平成29年5月30日～平成29年11月27日）	1.7%
第5期（平成29年11月28日～平成30年5月28日）	2.2%
第6期（平成30年5月29日～平成30年11月27日）	1.9%

（注）収益率＝（当計算期末分配基準価額－前計算期末分配基準価額）÷前計算期末分配基準価額×100

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第1期（平成27年12月15日～平成28年5月27日）	1,011,936,579	16,666,490
第2期（平成28年5月28日～平成28年11月28日）	0	28,147,404
第3期（平成28年11月29日～平成29年5月29日）	0	111,715,491
第4期（平成29年5月30日～平成29年11月27日）	0	113,328,613

第5期（平成29年11月28日～平成30年5月28日）	0	53,098,534
第6期（平成30年5月29日～平成30年11月27日）	0	71,798,044

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（1）投資状況

（平成30年11月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	300,645,800	7.18%
特殊債券	日本	1,793,597,650	42.84%
社債券	日本	803,297,000	19.19%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,289,015,474	30.79%
純資産総額		4,186,555,924	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成30年11月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	18 政保政策投資C 日本	特殊債券 -	400,000,000	100.14 400,562,700	100.03 400,153,600	0.2400 2019/01/21	9.56%
2	85 政保道路機構 日本	特殊債券 -	320,000,000	101.44 324,627,200	100.99 323,178,880	1.4000 2019/07/31	7.72%
3	2 政保地方公共団 日本	特殊債券 -	318,000,000	101.15 321,681,456	100.92 320,935,140	1.4000 2019/07/12	7.67%
4	7 政保原賠・廃炉 日本	特殊債券 -	120,000,000	100.05 120,064,800	100.05 120,068,160	0.0010 2019/06/21	2.87%
5	20 政保西日本道 日本	特殊債券 -	110,000,000	101.44 111,589,500	100.99 111,093,180	1.4000 2019/07/29	2.65%
6	77 政保道路機構 日本	特殊債券 -	110,000,000	100.86 110,952,710	100.41 110,456,060	1.3000 2019/03/19	2.64%
7	80 政保道路機構 日本	特殊債券 -	105,000,000	101.18 106,239,000	100.79 105,832,230	1.5000 2019/05/31	2.53%
8	2 大日本印刷 日本	社債券 -	100,000,000	101.65 101,653,000	101.00 101,004,000	1.7050 2019/07/30	2.41%
9	8 政保地方公営機 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.07 101,071,000	100.77 100,772,800	1.5000 2019/05/24	2.41%
10	164 オリックス 日本	社債券 -	100,000,000	101.05 101,058,000	100.75 100,755,700	1.1460 2019/08/07	2.41%
11	304 北海道電力 日本	社債券 -	100,000,000	101.26 101,267,300	100.67 100,673,500	1.7030 2019/04/25	2.40%
12	5 政保政策投資C0 日本	特殊債券 -	100,000,000	101.01 101,015,000	100.55 100,553,800	1.4000 2019/04/15	2.40%
13	7 政保地方公営機 日本	特殊債券 -	100,000,000	100.92 100,920,000	100.55 100,553,800	1.4000 2019/04/15	2.40%
14	71 共同発行地方 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.88 100,885,500	100.34 100,344,800	1.5100 2019/02/25	2.40%
15	69 新日本製鐵 日本	社債券 -	100,000,000	100.49 100,492,600	100.30 100,305,400	0.5560 2019/06/20	2.40%
16	9 長谷工コ・ボ 日本	社債券 -	100,000,000	100.41 100,419,000	100.25 100,250,100	0.4400 2019/11/05	2.39%
17	20-16 兵庫県公債 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.78 100,783,800	100.22 100,225,100	1.6000 2019/01/23	2.39%
18	10 小松製作所 日本	社債券 -	100,000,000	100.23 100,233,200	100.15 100,156,000	0.2750 2019/06/20	2.39%
19	7 西日本旅客鉄道 日本	社債券 -	100,000,000	100.99 100,990,300	100.15 100,153,500	2.4100 2018/12/25	2.39%
20	663 東京都公債 日本	地方債証券 -	100,000,000	100.35 100,355,000	100.07 100,075,900	1.5500 2018/12/20	2.39%
21	37 三菱UFJリース 日本	社債券 -	100,000,000	99.99 99,999,000	99.99 99,998,800	0.0700 2019/02/21	2.39%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	42.84%

社債券	19.19%
地方債証券	7.18%
合計	69.21%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

投資不動産物件
（平成30年11月末現在）
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
（平成30年11月末現在）
該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込の受付は、終了しております。取得申込受付期間中の申込（販売）手続きは以下のとおりでした。
- (2) 申込価額は、10,000口当たり10,000円とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとし、
- なお、当ファンドは「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の2つのファンドから構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日と同日の場合ならびに12月24日は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日ならびに12月24日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

- 解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- 解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
- 解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。
- 解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

<インターネットホームページ> <https://www.daiwasbi.co.jp/>

<お電話によるお問い合わせ先> 受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日除く。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2015年12月15日）から2019年11月27日まで（約4年）とします。

なお、委託会社は、2019年10月28日において、当ファンドの1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金累計額との合計額が10,500円未満となる場合、受託会社と合意のうえ、信託期間を4年間延長します。

また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（5）その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月28日から11月27日、11月28日から翌年5月27日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】

信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、当ファンドの1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金累計額との合計額が信託約款に定める目標水準を超えた場合、安定運用に切り替え、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ニ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ホ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ヘ．前ホ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ト．前ホ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- チ．前ホ．から前ト．までの規定は、前ハ．もしくは前ニ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ホ．から前ト．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

- イ．委託会社は、決算日から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。

<インターネットホームページ><https://www.daiwasbi.co.jp/>

二．前八．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成30年5月29日から平成30年11月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 5 期 平成30年 5 月28日現在	第 6 期 平成30年11月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,880,696	5,537,304
コール・ローン	12,253,887	8,658,044
投資証券	231,051,276	199,575,336
親投資信託受益証券	249,804	249,755
派生商品評価勘定	3,967,001	49,920
未収入金	10,486,725	1,046,337
流動資産合計	260,889,389	215,116,696
資産合計	260,889,389	215,116,696
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	57,749	1,471,808
未払金	9,706,116	1,062,725
未払収益分配金	2,434,737	1,074,579
未払解約金	988,862	-
未払受託者報酬	33,898	29,372
未払委託者報酬	2,303,996	1,996,515
その他未払費用	13,408	11,977
流動負債合計	15,538,766	5,646,976
負債合計	15,538,766	5,646,976
純資産の部		
元本等		
元本	243,473,756	214,915,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,876,867	5,446,180
元本等合計	245,350,623	209,469,720
純資産合計	245,350,623	209,469,720
負債純資産合計	260,889,389	215,116,696

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	第 5 期 平成29年11月28日 平成30年 5 月28日	自 至	第 6 期 平成30年 5 月29日 平成30年11月27日
営業収益				
受取配当金		10,998,680		10,124,031
受取利息		39		22
有価証券売買等損益		9,281,580		11,386,623
為替差損益		2,947,960		2,521,581
営業収益合計		1,230,821		3,784,151
営業費用				
支払利息		2,923		2,632
受託者報酬		35,518		31,608
委託者報酬		2,414,678		2,148,961
その他費用		24,275		12,105
営業費用合計		2,477,394		2,195,306
営業利益又は営業損失（ ）		3,708,215		5,979,457
経常利益又は経常損失（ ）		3,708,215		5,979,457
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,708,215		5,979,457
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		9,043,605		1,876,867
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,023,786		269,011
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,023,786		269,011
分配金		2,434,737		1,074,579
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,876,867		5,446,180

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 6 期 自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資証券についての受取配当金は、原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)当ファンドの計算期間は、前計算期末が休日のため、平成30年 5 月29日から平成30年11月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 5 期 平成30年 5 月28日現在	第 6 期 平成30年11月27日現在
１．元本状況 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成27年12月15日 456,298,327円 276,368,316円 53.3%	平成27年12月15日 456,298,327円 243,473,756円 47.0%
２．受益権の総数	243,473,756口	214,915,900口
３．元本の欠損	-	5,446,180円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 5 期 自 平成29年11月28日 至 平成30年 5 月28日	第 6 期 自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日
分配金の計算過程 第 5 期計算期間末（平成30年 5 月28日）における費用控除後の配当等収益額8,013,713円を分配対象額として2,434,737円（1万口当たり100円）を分配しております。	分配金の計算過程 第 6 期計算期間末（平成30年11月27日）における費用控除後の配当等収益額7,295,148円を分配対象額として1,074,579円（1万口当たり50円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第 6 期 自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 6 期 平成30年11月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 5 期（平成30年 5 月28日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	98
投 資 証 券	7,136,360
合 計	7,136,458

第 6 期（平成30年11月27日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	49
投 資 証 券	9,923,864
合 計	9,923,913

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

区分	種類	第 5 期 平成30年 5 月28日現在			
		契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	16,775,745	-	16,727,490	48,255
	売建 アメリカ・ドル	265,245,337	-	261,287,830	3,957,507
合 計		-	-	278,015,320	3,909,252

区分	種類	第 6 期 平成30年11月27日現在			
		契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）

市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	8,785,140	-	8,835,060	49,920
	売建 アメリカ・ドル	214,334,265	-	215,806,073	1,471,808
合計		-	-	224,641,133	1,421,888

（注）時価の算定方法

A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自 平成30年5月29日 至 平成30年11月27日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第5期 平成30年5月28日現在	第6期 平成30年11月27日現在
1口当たり純資産額 1.0077円 「1口＝1円（10,000口＝10,077円）」	1口当たり純資産額 0.9747円 「1口＝1円（10,000口＝9,747円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	245,556	249,755	
	小計（日本）1銘柄		245,556	249,755	
アメリ カ・ドル	投資証券	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)	22,878.570	1,758,218.100	
	小計（アメリカ・ドル）1銘柄		22,878.570	1,758,218.100 (199,575,336)	
合計				199,825,091 (199,575,336)	

（注）1. 各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	95.27%	99.88%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	平成30年 5月28日現在 金額（円）	平成30年11月27日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,238,786,096	920,834,258
地方債証券	302,661,200	300,689,900
特殊債券	1,814,606,224	1,793,842,930
社債券	702,853,800	803,428,400
未収利息	6,705,260	6,964,486
前払費用	2,278,388	949,062
流動資産合計	4,067,890,968	3,826,709,036
資産合計	4,067,890,968	3,826,709,036
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,433,053	5,209,414
その他未払費用	1,716	13,407
流動負債合計	10,434,769	5,222,821
負債合計	10,434,769	5,222,821
純資産の部		
元本等		
元本	3,988,495,580	3,757,365,121
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	68,960,619	64,121,094
元本等合計	4,057,456,199	3,821,486,215
純資産合計	4,057,456,199	3,821,486,215
負債純資産合計	4,067,890,968	3,826,709,036

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成30年 5月29日 至 平成30年11月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年 5月28日現在	平成30年11月27日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	3,358,255,011円	3,988,495,580円
期中追加設定元本額	2,693,151,274円	2,503,345,710円
期中一部解約元本額	2,062,910,705円	2,734,476,169円
元本の内訳		
S M B C ファンドラップ・G-REIT	944,018円	67,799,031円
S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド	248,499,280円	269,434,426円
S M B C ファンドラップ・欧州株	78,469,080円	87,013,480円
S M B C ファンドラップ・新興国株	37,942,240円	42,363,551円
S M B C ファンドラップ・コモディティ	22,794,089円	24,699,645円
S M B C ファンドラップ・米国債	103,904,091円	113,727,660円
S M B C ファンドラップ・欧州債	77,034,944円	84,661,770円
S M B C ファンドラップ・新興国債	46,409,524円	50,884,158円
S M B C ファンドラップ・日本グロース株	136,156,743円	151,959,781円
S M B C ファンドラップ・日本中小型株	31,569,474円	36,486,970円
S M B C ファンドラップ・日本債	914,430,338円	987,230,302円
D C 日本国債プラス	639,588,282円	587,355,756円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	80,454,736円	63,124,757円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	281,195,188円	220,327,870円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	13,101,184円	10,294,833円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）	427,239,402円	346,808,540円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	11,532,161円	8,652,447円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	218,739,671円	99,718,255円
エマージング・ボンド・ファンド（マネー・プールファンド）	268,806,855円	234,706,302円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）	133,958,562円	57,579,227円
エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ	3,226,380円	3,059,294円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	2,151,042円	1,838,022円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,302,826円	1,697,197円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,228,634円	1,759,293円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	1,403,677円	913,496円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）	6,078,415円	5,874,210円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネー・プールファンド）	38,102,988円	38,101,914円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース	26,999,757円	25,209,906円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	2,006,022円	1,770,273円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネー・プールファンド）	984,163円	4,831,939円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円	9,783円
株式&通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	4,007,475円	4,007,475円
日本株225・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株225・ブラジルリアルコース	393,895円	393,895円
日本株225・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株225・資源3通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルC B オープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルC B オープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルC B オープン（マネー・プールファンド）	8,683,426円	5,057,375円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年2回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	463,230円	428,129円

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	5,182,310円	4,082,464円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	2,567,864円	2,567,864円
合計	3,988,495,580円	3,757,365,121円
2. 受益権の総数	3,988,495,580口	3,757,365,121口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 5月29日 至 平成30年11月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年11月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成30年 5月28日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	545,800
特 殊 債 券	7,485,356
社 債 券	2,518,200
合計	10,549,356

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年 7月26日から平成30年 5月28日まで）を指しております。

（平成30年11月27日現在）

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	1,334,400
特 殊 債 券	4,880,436
社 債 券	2,684,000
合計	8,898,836

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年7月26日から平成30年11月27日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成30年5月28日現在）
該当事項はありません。

（平成30年11月27日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自 平成30年5月29日 至 平成30年11月27日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成30年5月28日現在	平成30年11月27日現在
1口当たり純資産額 1.0173円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,173円）」	1口当たり純資産額 1.0171円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,171円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	663 東京都公債	100,000,000	100,086,400	
	地方債証券	20-16 兵庫県公債	100,000,000	100,236,500	
	地方債証券	71 共同発行地方	100,000,000	100,367,000	
	特殊債券	7 政保原賠・廃炉	120,000,000	120,071,040	
	特殊債券	5 政保政策投資C0	100,000,000	100,566,600	
	特殊債券	18 政保政策投資C	400,000,000	400,198,000	
	特殊債券	77 政保道路機構	110,000,000	110,469,810	
	特殊債券	80 政保道路機構	105,000,000	105,845,880	
	特殊債券	85 政保道路機構	320,000,000	323,255,040	
	特殊債券	7 政保地方公営機	100,000,000	100,566,600	
	特殊債券	8 政保地方公営機	100,000,000	100,786,000	
	特殊債券	2 政保地方公共団	318,000,000	320,976,480	
	特殊債券	20 政保西日本道	110,000,000	111,107,480	
	社債券	9 長谷工コ-ボ	100,000,000	100,254,200	
	社債券	69 新日本製鐵	100,000,000	100,317,900	
	社債券	10 小松製作所	100,000,000	100,158,900	
	社債券	2 大日本印刷	100,000,000	101,017,700	
	社債券	164 オリックス	100,000,000	100,779,400	
	社債券	37 三菱UFJリース	100,000,000	100,000,800	
	社債券	7 西日本旅客鉄道	100,000,000	100,183,700	
	社債券	304 北海道電力	100,000,000	100,715,800	
合計 21銘柄			2,883,000,000	2,897,961,230	

< 参考 >

当ファンドは、「Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 Shares (Cap MDist)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、この投資法人の投資証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資証券は、2017年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務諸表の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「有価証券明細表」等は、「Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio」の2017年11月30日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2017年11月30日現在
(USD)

資産の部

有価証券（時価）（デリバティブを除く）	191,584,180
為替予約取引に係る評価益	231,939
スワップ契約に係る評価益	417,743

スワップ取引に係る前払金	295,946
現金	3,433,717
差入証拠金	112,400
有価証券売却に係る未収入金	7,232,812
受益証券発行に係る未収入金	399,071
未収配当金	2
スワップ取引を除く未収利息	2,591,382
源泉税未収還付金	181
投資顧問報酬の放棄分	67,534
資産 合計	206,366,907

負債の部

有価証券購入に係る未払金	4,604,960
受益証券買戻しに係る未払金	3,087,399
スワップ取引に係る未払利息	16,276
投資顧問報酬	116,762
管理会社報酬	17,159
預託手数料	37,320
事務手数料	1,291
名義書換代理人報酬	24,038
年次税	10,697
監査報酬	23,754
運用会社報酬	4,941
役員報酬	469
弁護士費用	6,298
保険料	19,487
印刷費	3,151
税務報告費用	58,651
支払代理人報酬	8,238
規制当局への報告費用	10,237
その他負債	12,197
負債 合計	8,063,325
純資産	198,303,582

損益計算書

（2017年11月30日に終了した年度）

収 益

スワップ取引を除く受取利息	8,853,173
スワップ取引に係る受取利息	20,449
（償却）／増価	(31,335)
	8,842,287

費 用

当座借越	1,184
スワップ取引に係る支払利息	39,404
投資顧問報酬	1,198,423
預託費用	107,021
管理会社報酬	96,849
事務手数料	14,810
名義書換代理人報酬	60,085
年次税	64,623
監査報酬	22,588
運用会社報酬	51,631
役員報酬	934
弁護士費用	13,251

保険料	8,351
印刷費	12,461
発行費	5,422
税務報告費用	85,454
支払代理人報酬	22,262
規制当局への報告費用	25,348
その他費用	28,544
	1,858,645
減算：投資顧問報酬放棄分	177,165
減算：投資顧問固定運用報酬放棄分	817
加算：投資顧問固定運用報酬のシェアクラスに対する追加報酬	6
費用 合計	1,680,669
分配金及びその他投資収益に係る源泉税	1
当期における収益（費用） 計	
	7,161,617

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表（2017年11月30日現在）

額面	銘柄名	通貨	利率 ^(a)	償還日 ^(b)	評価額 USD	純資産比率（%）
公認の取引所に上場している取引可能な有価証券						
社債券－12.14%						
パミューダ						
2,696,000	Weatherford International Ltd.	USD	7.750%	15/06/2021	2,749,920	1.39
2,272,000	Weatherford International Ltd.	USD	4.500%	15/04/2022	2,050,480	1.03
833,000	Weatherford International Ltd.	USD	8.250%	15/06/2023	837,165	0.42
					5,637,565	2.84
ケイマン諸島						
891,000	Seagate HDD Cayman	USD	4.875%	01/06/2027	855,000	0.43
913,000	Transocean, Inc.	USD	5.800%	15/10/2022	906,151	0.46
					1,761,151	0.89
フランス						
824,000	SFR Group S.A. 144A ^(c)	USD	6.000%	15/05/2022	834,300	0.42
イタリア						
464,000	Wind Tre SpA 144A ^(c)	USD	5.000%	20/01/2026	446,020	0.22
ルクセンブルグ						
494,000	Alice Financing S.A. 144A ^(c)	USD	6.625%	15/02/2023	512,525	0.26
イギリス						
1,490,000	Inmarsat Finance Plc. 144A ^(c)	USD	4.875%	15/05/2022	1,528,797	0.77
アメリカ						
1,000,000	CenturyLink, Inc.—Series S	USD	6.450%	15/06/2021	1,005,000	0.51
2,581,000	CHS Via Community Health Systems, Inc.	USD	6.250%	31/03/2023	2,400,330	1.21
605,000	Dana Inc.	USD	6.000%	15/09/2023	638,275	0.32
699,000	HCA, Inc.	USD	5.875%	15/03/2022	760,162	0.38
916,000	HCA, Inc.	USD	5.250%	15/06/2026	970,960	0.49
538,000	Level 3 Financing, Inc.	USD	5.625%	01/02/2023	544,725	0.28
316,000	M/I Homes, Inc.	USD	5.625%	01/08/2025	321,925	0.16
603,000	New Home Co., Inc.	USD	7.250%	01/04/2022	627,874	0.32
780,000	Rowan Cos, Inc.	USD	4.875%	01/06/2022	741,000	0.37
1,261,000	SESI LLC	USD	7.125%	15/12/2021	1,289,372	0.65
507,000	Suburban Propane Partners LP					
	Via Suburban Energy Finance Corp.	USD	5.500%	01/06/2024	504,465	0.25
461,000	Tenet Healthcare Corp.	USD	6.000%	01/10/2020	485,203	0.25
655,000	TransDigm, Inc.	USD	6.500%	15/07/2024	676,288	0.34
994,000	TransDigm, Inc.	USD	6.375%	15/06/2026	1,011,395	0.51
1,196,000	Triumph Group, Inc.	USD	4.875%	01/04/2021	1,181,527	0.60
205,000	Triumph Group, Inc.	USD	5.250%	01/06/2022	201,669	0.10
					13,360,170	6.74
社債券 計						
(取得原価 USD 24,284,415)					24,080,528	12.14
国債－10.07%						
アメリカ						
20,000,000	United States Treasury Bill	USD	1.145%	01/02/2018	19,960,820	10.07
国債 計						
(取得原価 USD 19,961,061)					19,960,820	10.07
ミューチュアルファンド－0.00%						
アイルランド						
2,091	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund (X Distribution Class) ^{(d)(e)}				2,091	0.00
ミューチュアルファンド 計						
(取得原価 USD 2,091)					2,091	0.00
公認の取引所に上場している取引可能な有価証券 計						
(取得原価 USD 44,247,567)					44,043,439	22.21

額面	銘柄名	通貨	利率 ⁽⁴⁾	償還日 ⁽⁵⁾	評価額 USD	純資産比率（％）
その他規制のある市場で取引可能な有価証券						
社債券－63.15%						
カナダ						
3,211,000	1011778 BC ULC Via New Red Finance, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.250%	15/05/2024	3,235,082	1.63
3,408,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	6.000%	15/10/2022	3,356,880	1.69
2,944,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	6.125%	15/01/2023	2,907,200	1.47
2,149,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.500%	01/12/2024	2,183,921	1.10
90,000	Bombardier, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.500%	15/03/2025	90,563	0.05
1,403,000	Concordia International Corp. 144A ⁽²⁾⁽⁶⁾	USD	7.000%	15/04/2023	140,300	0.07
1,234,000	NOVA Chemicals Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.250%	01/08/2023	1,277,437	0.65
854,000	Seven Generations Energy Ltd. 144A ⁽²⁾	USD	5.375%	30/09/2025	858,270	0.43
379,000	Trinidad Drilling Ltd. 144A ⁽²⁾	USD	6.625%	15/02/2025	362,893	0.18
664,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.375%	15/03/2020	657,360	0.33
					15,069,906	7.60
ケイマン諸島						
2,915,550	Transocean Proteus Ltd. 144A ⁽²⁾	USD	6.250%	01/12/2024	3,072,261	1.55
1,261,000	Transocean, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.500%	15/01/2026	1,295,677	0.65
					4,367,938	2.20
ジャージー						
2,093,000	Adient Global Holdings Ltd. 144A ⁽²⁾	USD	4.875%	15/08/2026	2,161,023	1.09
1,113,000	Delphi Technologies Plc. 144A ⁽²⁾	USD	5.000%	01/10/2025	1,134,359	0.57
					3,295,382	1.66
ルクセンブルグ						
2,738,000	FAGE International SA Via FAGE USA Dairy Industry, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	15/08/2026	2,744,845	1.38
805,000	Intelsat Jackson Holdings S.A. 144A ⁽²⁾	USD	9.750%	15/07/2025	784,875	0.40
					3,529,720	1.78
オランダ						
3,717,000	Ziggo Secured Finance BV 144A ⁽²⁾	USD	5.500%	15/01/2027	3,740,231	1.89
イギリス						
504,000	Inmarsat Finance Plc. 144A ⁽²⁾	USD	6.500%	01/10/2024	532,973	0.27
788,000	Mclaren Finance Plc. 144A ⁽²⁾	USD	5.750%	01/08/2022	805,779	0.40
					1,338,752	0.67
アメリカ						
1,407,000	Acrisure LLC Via Acrisure Finance, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.000%	15/11/2025	1,394,689	0.70
1,472,000	Allison Transmission, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	4.750%	01/10/2027	1,488,560	0.75
2,716,000	Altice US Finance I Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.500%	15/05/2026	2,770,320	1.40
2,270,000	AMC Networks, Inc.	USD	4.750%	01/08/2025	2,258,650	1.14
1,000,000	American Axle & Manufacturing, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	6.250%	01/04/2025	1,035,000	0.52
3,505,000	APX Group, Inc.	USD	7.875%	01/12/2022	3,767,875	1.90
409,000	Ashton Woods USA LLC					
	Via Ashton Woods Finance Co. 144A ⁽²⁾	USD	6.750%	01/08/2025	409,511	0.21
1,077,000	A/V Homes, Inc.	USD	6.625%	15/05/2022	1,128,157	0.57
721,000	Booz Allen Hamilton, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.125%	01/05/2025	727,309	0.37
1,254,000	Builders FirstSource, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	01/09/2024	1,311,997	0.66
2,893,000	BWAY Holding Co. 144A ⁽²⁾	USD	5.500%	15/04/2024	3,026,801	1.53
1,387,000	CBS Radio, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	7.250%	01/11/2024	1,463,285	0.74
441,000	CCO Holdings LLC Via CCO Holdings Capital Corp. 144A ⁽²⁾	USD	4.000%	01/03/2023	442,654	0.22
3,183,000	CCO Holdings LLC Via CCO Holdings Capital Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.750%	15/02/2026	3,334,192	1.68
3,172,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.125%	30/06/2027	3,279,055	1.65
1,222,000	Cheniere Energy Partners LP 144A ⁽²⁾	USD	5.250%	01/10/2025	1,258,660	0.63
2,370,000	Cooper-Standard Automotive, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	15/11/2026	2,458,875	1.24
741,000	Comerstone Chemical Co. 144A ⁽²⁾	USD	6.750%	15/08/2024	737,295	0.37
996,000	CRC Escrow Issuer LLC Via CRC Finco, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.250%	15/10/2025	1,000,980	0.50
1,953,000	CrownRock LP Via CrownRock Finance, Inc. 144A ⁽²⁾	USD	5.625%	15/10/2025	1,962,765	0.99
2,041,000	CSC Holdings LLC 144A ⁽²⁾	USD	10.125%	15/01/2023	2,326,740	1.17
414,000	CyrusOne Via CyrusOne Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.000%	15/03/2024	432,113	0.22
414,000	CyrusOne Via CyrusOne Finance Corp. 144A ⁽²⁾	USD	5.375%	15/03/2027	436,253	0.22
593,000	DAE Funding LLC 144A ⁽²⁾	USD	4.500%	01/08/2022	597,448	0.30
3,157,000	DAE Funding LLC 144A ⁽²⁾	USD	5.000%	01/08/2024	3,168,839	1.60
2,214,000	Dean Foods Co. 144A ⁽²⁾	USD	6.500%	15/03/2023	2,208,465	1.11
462,000	DISH DBS Corp.	USD	5.000%	15/03/2023	452,183	0.23
867,000	Donnelley Financial Solutions, Inc.	USD	8.250%	15/10/2024	932,025	0.47

額面	銘柄名	通貨	利率 ^(*)	償還日 ^(*)	評価額 USD	純資産比率（％）
社債券－（続き）						
アメリカ－（続き）						
79,000	Endeavor Energy Resources LP Via EER Finance, Inc. 144A ^(*)	USD	5.750%	30/01/2028	79,790	0.04
2,661,000	Frontier Communications Corp.	USD	8.500%	15/04/2020	2,434,815	1.23
2,625,000	Gulfport Energy Corp.	USD	6.625%	01/05/2023	2,697,187	1.36
219,000	Halcon Resources Corp. 144A ^(*)	USD	6.750%	15/02/2025	222,833	0.11
3,302,000	Hertz Corp. 144A ^(*)	USD	7.625%	01/06/2022	3,425,825	1.73
1,571,000	Hughes Satellite Systems Corp.	USD	5.250%	01/08/2026	1,596,529	0.80
920,000	iStar, Inc.	USD	5.250%	15/09/2022	937,250	0.47
606,000	Jefferies Finance LLC Via JFIN Co-Issuer Corp. 144A ^(*)	USD	7.500%	15/04/2021	633,270	0.32
769,000	Jefferies Finance LLC Via JFIN Co-Issuer Corp. 144A ^(*)	USD	6.875%	15/04/2022	786,302	0.40
649,000	Lamar Media Corp.	USD	5.375%	15/01/2024	683,884	0.34
442,000	Navient Corp.	USD	8.000%	25/03/2020	482,885	0.24
672,000	Navient Corp.	USD	5.000%	26/10/2020	687,120	0.35
1,000,000	Navient Corp.	USD	6.625%	26/07/2021	1,063,750	0.54
2,631,000	Navistar International Corp. 144A ^(*)	USD	6.625%	01/11/2025	2,729,662	1.38
845,000	POC Energy, Inc. 144A ^(*)	USD	5.750%	15/05/2026	870,350	0.44
2,222,000	PetSmart, Inc. 144A ^(*)	USD	5.875%	01/06/2025	1,888,700	0.95
1,025,000	PetSmart, Inc. 144A ^(*)	USD	8.875%	01/06/2025	763,625	0.39
795,000	Platform Specialty Products Corp. 144A ^(*)	USD	5.875%	01/12/2025	802,950	0.40
392,000	Post Holdings, Inc. 144A ^(*)	USD	5.625%	15/01/2028	395,920	0.20
218,000	PQ Corp. ^(*)	USD	5.750%	15/12/2025	222,633	0.11
448,000	Reynolds Group Issuer, Inc. Via Reynolds Group Issuer 144A ^(*)	USD	5.125%	15/07/2023	466,480	0.24
5,000,000	Rite Aid Corp. 144A ^(*)	USD	6.125%	01/04/2023	4,725,000	2.38
738,000	Sirius XM Radio, Inc. 144A ^(*)	USD	5.375%	15/04/2025	776,745	0.39
600,000	SP Finco LLC 144A ^(*)	USD	6.750%	01/07/2025	549,000	0.28
2,000,000	Sprint Spectrum Co LLC Via Sprint Spectrum Co II LLC Via Sprint Spectrum Co III LLC 144A ^(*)	USD	3.360%	20/09/2021	2,020,000	1.02
1,746,000	Tallgrass Energy Partners Via Tallgrass Energy Finance Corp. 144A ^(*)	USD	5.500%	15/09/2024	1,824,570	0.92
1,479,000	Tenet Healthcare Corp. 144A ^(*)	USD	4.625%	15/07/2024	1,453,117	0.73
794,000	TerraForm Power Operating LLC 144A ^(*)	USD	4.250%	31/01/2023	794,992	0.40
4,015,000	Testa, Inc. 144A ^(*)	USD	5.300%	15/08/2025	3,844,362	1.94
582,000	Triumph Group, Inc. 144A ^(*)	USD	7.750%	15/08/2025	627,105	0.32
1,204,000	Uniti Group LP Via Uniti Fiber Holdings Inc Via CSL Capital LLC 144A ^(*)	USD	7.125%	15/12/2024	1,089,620	0.55
515,000	Univision Communications, Inc. 144A ^(*)	USD	5.125%	15/05/2023	516,288	0.26
2,786,000	Univision Communications, Inc. 144A ^(*)	USD	5.125%	15/02/2025	2,719,832	1.37
1,164,000	Valeant Pharmaceuticals International 144A ^(*)	USD	6.375%	15/10/2020	1,168,365	0.59
427,000	VFH Parent LLC Via Orchestra Co-Issuer, Inc. 144A ^(*)	USD	6.750%	15/06/2022	440,350	0.23
3,164,000	ViaSat, Inc. 144A ^(*)	USD	5.625%	15/09/2025	3,207,505	1.62
783,000	Vine Oil & Gas LP Via Vine Oil & Gas Finance Corp. 144A ^(*)	USD	8.750%	15/04/2023	767,340	0.39
					96,214,647	48.52
社債券 計 (取得原価 USD 129,320,928)					127,556,576	64.32
その他規制のある市場で取引可能な有価証券 計 (取得原価 USD 129,320,928)					127,556,576	64.32
その他取引可能な有価証券						
社債券－0.43%						
アメリカ						
574,000	Parsley Energy LLC Via Parsley Finance, Corp. 144A ^(*)	USD	5.375%	15/01/2025	582,610	0.30
265,000	Synchrony Financial	USD	3.950%	01/12/2027	263,513	0.13
					846,123	0.43
社債券 計 (取得原価 USD 845,637)					846,123	0.43

額面	銘柄名	通貨	利率 ^(注)	償還日 ^(注)	評価額 USD	純資産比率（％）
普通株式－0.07％						
アメリカ						
10,523	Liberty Harbor LLC (Oil & Gas)				147,274	0.07
普通株式 (取得原価 USD 1,052,321)					147,274	0.07
ワラント－0.00％						
アメリカ						
1,836	Jack Cooper Enterprises, Inc., exp. 10/17—Warrant	USD	0.000%	29/10/2017	9,180	0.00
ワラント 計 (取得原価 USD ー)					9,180	0.00
その他取引可能な有価証券 計 (取得原価 USD 1,897,958)					1,002,577	0.50
バンク・ローン－7.40％						
カナダ						
1,631,551	Telesat Canada – Term Loan B4	USD	4.320%	17/11/2023	1,643,282	0.83
アメリカ						
408,360	Acrisure, LLC – 2016 Term Loan B	USD	6.423%	22/11/2023	413,017	0.21
400,000	Al Aqua Merger Sub, Inc. – 2017 Incremental Term Loan	USD	4.850%	13/12/2023	403,752	0.20
482,090	BJ's Wholesale Club, Inc. – 2017 First Lien Term Loan	USD	4.992%	03/02/2024	475,353	0.24
560,946	CBS Radio Inc. – 2017 Term Loan B	USD	4.172%	17/11/2024	565,854	0.29
1,123,000	Core & Main LP – 2017 Term Loan B	USD	4.455%	01/08/2024	1,129,671	0.57
1,232,959	Dole Food Company, Inc. – 2017 Term Loan B	USD	4.034%	06/04/2024	1,239,210	0.62
1,330,560	Frontier Communications Corp. – 2017 Term Loan B1	USD	5.090%	15/06/2024	1,270,684	0.64
953,711	Greenway Health, LLC – 2017 First Lien Term Loan	USD	5.580%	14/02/2024	963,248	0.49
1,344,918	J.C. Penney Corporation, Inc. – 2016 Term Loan B	USD	5.568%	23/06/2023	1,229,760	0.62
380,370	Monitronics International, Inc. – Term Loan B2	USD	6.833%	30/09/2022	374,141	0.19
1,746,713	Navistar International Corporation – 2017 Term Loan B	USD	4.750%	07/08/2020	1,753,263	0.88
500,000	Peak 10, Inc. – 2017 First Lien Term Loan	USD	4.816%	01/08/2024	502,187	0.25
1,096,776	Talen Energy Supply, LLC – 2017 Term Loan B2	USD	5.350%	15/04/2024	1,103,768	0.56
1,304,131	TKC Holdings, Inc. – 2017 1st Lien Term Loan	USD	5.673%	01/02/2023	1,320,231	0.67
295,277	Windstream Services LLC – Repriced Term Loan B6	USD	5.270%	29/03/2021	277,316	0.14
					13,021,455	6.57
バンク・ローン 計 (取得原価 USD 14,701,718)					14,664,737	7.40
定期預金－2.18％						
イギリス						
4,316,851	BNP Paribas S.A. USD Time Deposit	USD	1.170%	01/12/2017	4,316,851	2.18
定期預金 計 (取得原価 USD 4,316,851)					4,316,851	2.18
投資評価額（デリバティブを除く） (取得原価 USD 194,485,022)					191,584,180	96.61
当該クラスの為替予約取引－0.12％						
通貨	金額 買い	通貨	金額 売り	決済日	評価益 USD	純資産比率（％）
GBP	5,637,667	USD	7,403,662	19/01/2018	219,358	0.11
EUR	6,708,754	USD	8,005,248	31/01/2018	12,581	0.01
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価益					231,939	0.12

スワップ契約－0.21％

想定元本	支払い	受取り	通貨	満期日	評価益 USD	純資産比率（％）
金利スワップ						
32,613,000	Fixed 2.000%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	21/03/2025	417,743	0.21
金利スワップにかかる評価益					417,743	0.21
スワップ契約にかかる評価益 計					417,743	0.21
投資評価額 (取得原価 USD 194,485,022)					192,233,862	96.94
その他資産・負債					6,069,720	3.06
純資産					198,303,582	100.00

（注記）

社債、国債、バンク・ローン及び定期預金の開示された利率は、2017年11月30日現在に有効となっているもの。

為替予約取引に係る取引方は、Bank of America NA、JP Morgan Chase Bank NA、Merrill Lynch International、Morgan Stanley and Co. International、及びWestpac Banking Corp。

スワップ契約に係る取引先は、Credit Suisse Debt Capital Markets。

2017年11月30日現在、個々の取引先に対するエクスポージャーの上限は、純資産の0.21%。

- (a) 利率は、記載されたクーポンレート、割引債券に係る購入時の年換算割引率または変動利率証券において、利率指標に基づく現在の再設定レートを表している。
- (b) 満期日は証券に記載された日付、変動利付き証券の次回利率再設定日付またはこれらのタイプの証券の繰上返済日を表している。
- (c) 規則144A証券：この証券は、1933年証券法規則144Aに基づき、適格機関投資家のために私募の形式で発行されているが取引は可能である。
- (d) ゴールドマン・サックス・ファンドの関連当事者。
- (e) 2017年11月30日現在の当ファンドの利回りは、1.367%。
- (f) 2017年11月30日現在変動利付債は、この証券の評価者によって決定されている。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2017年11月30日現在

重要な会計方針

(a) 財務諸表作成の基礎

個別ポートフォリオの財務諸表は、各々の基準通貨で表示されているが、すべてのポートフォリオの結合値は、米ドルで表示されている。取締役会は、ポートフォリオの基準通貨がポートフォリオの裏付けとなる取引、事象、状態の経済的影響を最も忠実に表す通貨であると見なす。

財務諸表は、投資信託に関するルクセンブルクの法律に準拠して作成されている。財務諸表の作成にあたり、取締役会は、本財務諸表及び付随する注記の報告額に影響を与えうる見積もり及び仮定を行うことが要求されている。評価額の決定に当たり取締役会に要求される一定の見積もり及び仮定については、貸借対照表の負債の部を参照のこと。実際の結果はかかる見積もりと異なる場合がある。

(b) 投資取引、関連投資収益及び運営費用

本ファンドは、投資取引を取引日の翌営業日基準で計上している。かかる実現損益は加重平均原価法に基づく。受取配当金及び支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息及び支払利息はかかる投資の満期まで計上される。受取利息は、償還差益、発行割引、償還差損を含み、かかる投資の満期まで収益に計上される。受取利息及び受取配当金は、源泉税控除前の総額で認識される。

運営費用は発生基準で認識される。

債券投資、外国為替予約取引、スワップ、その他デリバティブにかかる取引費用は、当該金融商品の未実現損益の増減、実現損益の一部として、損益計算書に計上される。

(c) 有価証券に対する金融投資及び評価

i. 認識及び認識の中止

ポートフォリオは、金融資産及び金融負債を、かかる投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産及び金融負債の購入及び売却は、取引日の翌営業日基準で認識する。取引日の翌営業日より、金融資産又は金融負債の評価額の変動から生じる損益はすべて損益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、又はポートフォリオが所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に移転した時点で、認識が中止される。

ii. 評価測定の原則

すべての有価証券及びデリバティブの評価額は次の方針に従って決定される。

(ii.1) 取引所に上場されている資産及び負債

取引所で取引されている金融投資（普通株式、社債、政府発行債、優先株式、オプション及び先物取引で構成される、公認の取引所への上場が認められている、又は定期的に運営しているその他のいかなる規制市場で取引され

ている譲渡性のある有価証券）の評価は、期末日の市場取引価格（見積もられる将来の取引費用控除前）に基づいている。

(ii.2) 債務証券

社債、政府発行債、国際機関債、バンクローン、地方債、参加証書、株式リンク債、非政府機関資産担保債及び政府機関資産担保債からなる債務証券は、第三者の値付機関が提供するビッド/ミッドを用いて評価される。

債務証券には、モーゲージ担保証券の（モーゲージ・プールを特定しない）To Be Announced（以下「TBA」という。）コミットメントが含まれる。当該コミットメントは、政府機関モーゲージ担保証券（以下「MBS」という。）の将来の日付における売買を反映している。特定のポートフォリオはMBSを効率的に運用する目的でこれらのフォワード・コミットメント利用している。さらに、特定のポートフォリオは主としてTBA取引を利用した「ダラーロール」取引を行う場合があり、その取引ではポートフォリオは将来の月々においてMBSを売却すると同時に再購入することに合意している。ポートフォリオはかかるフォワード・コミットメントの再購入額（経過利息を含む）に相当する流動有価証券の保有を維持しなければならない。ポートフォリオが購入に合意している有価証券の時価は、定められた購入価格を下回る場合がある。特定のポートフォリオは、2017年11月30日現在TBA残高を有しており、当該残高は貸借対照表の有価証券売却にかかる未収金及び有価証券購入にかかる未払金の区分に含まれている。

債務証券が債務不履行であるとみなされた場合には、経過利息の発生を停止する。関連する当事者による債務不履行の承認をもって未収金は償却される。

(ii.3) バンクローン（銀行貸付債権）

ポートフォリオは米国及び非米国の企業（以下「借入企業」という。）によるバンクローンに投資する場合がある。ポートフォリオによるバンクローンに対する投資は、参加権又は譲渡の形式を取る場合がある。シンジケート・バンクローン取引において、ポートフォリオは貸付機関のグループ（以下「貸付機関」という。）又はシンジケート団の参加機関の一つ（以下「参加機関」という。）から参加権を購入し、一つ又は複数の機関（以下「エージェント銀行」という。）が貸付機関を代表してローンの運営を行う。ポートフォリオは、ローンの支払いの受取と処理において、参加権を売却した貸付機関に依拠することが求められる。収益は、アmendメント手数料、コミットメント手数料及び信用状手数料を含み、損益計算書に記載されて、発生基準でポートフォリオの収益として計上される。バンクローンは、管理会社が選定した第三者の値付機関から入手した価格に基づいて評価される。

未実行のコミットメントは、借入企業へのポートフォリオの貸出枠の残額を表す。債務満期日まで、いかなる時点においても、借入企業は未実行分を要求することができる。2017年11月30日現在、未実行のコミットメントはない。

(ii.4) 預金証書及びマネー・マーケット商品

定期預金、コマーシャル・ペーパーを含む預金証書、マネー・マーケット商品は、償却原価で評価され、その償却原価は時価に近似する。

(ii.5) 投資信託に対する持分

ミューチュアル・ファンドで構成されるオープンエンド型投資信託への投資の評価額は、当該ファンドの目論見書に要約されている評価方針に従って当該ファンドにより提供される最新の一口当たり純資産価額に基づく。

(ii.6) レボ取引に基づいて売却された有価証券

本ファンドは買戻条件付契約（以下「レボ取引」という。）に基づき有価証券を売却することがある。レボ取引の契約条件に基づき、取引相手は、定められた価格で定められた日に、本ファンドは購入/取引相手は売却する責を負う有価証券を所有する。本ファンドは、取引相手に対してレボ取引の期間にわたり利息を支払う。当該証券への需要が高まった時には、取引相手による当該証券の活用からの手数料を本ファンドは受け取ることがあり、金利収入として計上する。レボ取引にかかる担保は二者間協定に基づいて管理され、受け取った現金は分別口座に預金として保有される。受け取った現金は本ファンドの支配下にある。

(ii.7) デリバティブ

デリバティブとは、その評価額が、裏付けとなる商品、指数基準金利又はこれらの要素の組み合わせに由来する金融商品である。デリバティブは、しばしば店頭（以下「OTC」という。）デリバティブと称される取引所外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日に、金融商品あるいはコモディティを購入/売却する、あるいは想定元本又は契約額に基づいて利息の支払いあるいは通貨を交換する、将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は時価で表示され、貸借対照表に金融資産及び金融負債として認識される。時価の変動により生じる損益は、損益計算書に未実現損益の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時又はキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(ii.7)(a) オプション契約

ポートフォリオは、多様な取引相手と上場オプション、及びOTCオプションを契約する。ポートフォリオがオプションを買建てる場合、支払ったプレミアムに基づく時価と同額が資産として計上され、日次で時価評価される。ポートフォリオがオプションを売建てる場合、受け取ったプレミアムに基づく時価と同額が負債として計上され、各評価日に売建オプションの時価を調整する。

オプションのクローズ時に、プレミアムと支払額／受取額の差分からブローカー手数料を差引いた金額、あるいはオプションが無価値となった場合にはプレミアムの全額を、実現損益として処理する。ポートフォリオが売建てたオプションが行使される場合、ポートフォリオは時価と異なる価格で金融商品を購入／売却する可能性がある。

OTCオプションの時価は、オプション契約の取引相手が提示する評価、独立する価格提供サービス、あるいは第三者の値付機関が提供する市場データを入力して算出するバリュエーション・モデルを用いて決定される。上場オプションの時価は、取引所での清算／最終価格、最終ビッド／アスク価格、あるいは値付機関又は取引相手によって提供された独立した市場取引価格に基づいている。

(ii.7)(b) 先物取引

先物取引は、特定のコモディティ、証券あるいは指数を売買する契約であり、取引所での清算／最終価格、最終ビッド／アスク価格、あるいは独立した市場取引価格に基づいて評価される。先物市場で取引を行うためには、現金、有価証券を当初証拠金として預託することが要求される。先物取引にかかる未実現損益は、当該契約の時価を反映して認識され、ポートフォリオの損益計算書に未実現損益の構成要素として含まれる。未実現損益が生じることによって、変動証拠金の受け取り／支払いが発生する。契約終了時に、ポートフォリオは、契約締結／終了時の評価の差分を実現損益として認識する。

(ii.7)(c) スワップ契約

金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップなどを含むスワップ契約は、いくつかの原投資／指数に連動する。スワップ契約の条件は非常に多様となる可能性がある。キャッシュ・フローは原資産に基づいて交換される。前払金は、リスク・プレミアムを表し、契約期間にわたり定額法で償却される。スワップ契約は時価に基づいて計上され、当該評価は取引相手によって提供された価格、第三者の値付機関又は評価モデルに基づいている。評価モデルでは、原資産の時価、原資産に伴うリスク及び契約固有の条件を含む多様なインプットを考慮に入れる。スワップ契約に関連して、デフォルト、倒産、支払い不能の事象が発生したときに、資産価値と請求額を提供するために、当該契約の条件に従って、有価証券、現金は担保／証拠金とみなされる。当該担保／証拠金はファンドの基準通貨で表示され、カストディ口座からブローカーに支払われる。

ポートフォリオのトータル・リターン・スワップ、特定のOTCデリバティブは、ISDAに従って契約が結ばれる。ISDAマスタ契約、またはそれに類似する契約は、ポートフォリオと当該OTCデリバティブ（トータル・リターン・スワップを含む）を運営している取引相手の二者間協定である。

2017年11月30日に終了した年度において、トータル・リターン・スワップにかかる全ての担保は現金で差し出された。

OTCデリバティブからの全てのリターンはポートフォリオが獲得し、運用会社あるいは第三者といかなる成功報酬契約を結ぶことはない。

(ii.7)(d) 外国為替予約取引

外国為替予約取引において、ポートフォリオは、将来の特定日に、ある通貨と交換に、定められた価格で定められた数量の別の通貨を受取る又は受渡すことに合意する。想定元本、決済日、取引相手が同一で、差金決済する権利がある外国為替予約取引の購入及び売却は、通常は相殺される（当該取引相手との外国為替取引の残高はゼロとなる。）。実現損益は全て取引日の翌営業日に認識される。

外国為替予約取引は、第三者の値付機関が提供するミッド価格で評価される。

(ii.7)(e) 債券のNDF取引

債券のNDF取引は、満期時に対象となる有価証券の受け渡しを伴わないという点で通常の債券の先渡契約と異なる、金融デリバティブ商品である。代わりに、対象となる有価証券の変動に応じて、一方の当事者からもう一方の当事者に対し、（通常米ドルで）差金決済が行われる。実現損益は、取引日の翌営業日に認識される。債券のNDF取引は、第三者の値付機関が提供するミッド価格で評価される。

(ii.8) すべての有価証券及びデリバティブ

第三者の値付機関又はディーラーからの市場取引価格を入手できない場合、あるいは、市場が著しく不正確であるとみなす場合、投資の時価は評価手法を用いて算出される。

評価手法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の時価の参照、割引キャッシュ・フロー分析、又は実際の市場取引で入手可能な信頼性の高い評価を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券及びデリバティブは、管理会社によって任命された評価者により算出された実現の可能性が高い価額で評価される。評価者は直接的に取締役会に対して評価機能としての責任を負う。2017年11月30日終了事業年度の評価者はゴールドマン・サックス & Co. LLCであった。ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMD Controllars」という。）は評価機能の役割を担った。

投資は、評価を算出するのに信頼できる見積もりと仮定の使用を要求する、一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積もりと仮定は、入手可能な最善の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの推定値と大きく異なることがある。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似している。

(e) ブローカーに対する債権 / 債務

ブローカーに対する債権は、主にポートフォリオの決済ブローカー及び多様な取引相手からの担保の未収金からなる。ブローカーに対する債務は、主にポートフォリオの決済ブローカー及び多様な取引相手への担保の未払金からなる。

ブローカーに対する債権 / 債務は、市場価格に近似している取得原価で評価される。

(f) 外国為替換算

すべてのポートフォリオの会計帳簿及び記録は、各々の基準通貨で維持される。外貨建取引は、取引日の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産及び負債は、期末日の最終の実効為替レートで基準通貨に換算される。

外貨の換算、資産及び負債の除却又は清算にかかる実現損益から生じる為替差損益は、損益計算書に計上される。投資及びデリバティブ金融投資にかかる為替差損益、並びに現金及び現金同等物を含む金融商品にかかるその他すべての為替差損益は、損益計算書の実現純利益 / （損失）又は未実現利益 / （損失）の純変動額に反映される。

(g) 費用

本ファンドに発生する費用で、本ファンドの特定のポートフォリオ又はクラス投資証券に関連しないものは、その費用の性質に応じてポートフォリオに配賦される。特定のポートフォリオ又はクラス投資証券に直接帰属する費用は、各々の費用として計上される。

(h) 収益平準化契約

収益平準化契約は、本ファンドのポートフォリオの一部又はすべての投資口に対して適用することができる。当該契約が適用される場合、当該契約は、ある分配期間に関して分配される、又は分配が見込まれる一口当たり収益が当該期間における発行済口数の変動に影響を受けないようにすることを目的としており、ポートフォリオの投資口購入後に影響を受けたポートフォリオの投資主が受け取る最初の分配金額は、当該ポートフォリオが受領する収益の参加及び資本のリターン（以下「平準化金額」という。）を表している。平準化金額は投資主持分変動計算書の投資口発行受取額及び投資口買戻支払額に含まれている。

【米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 5 期 平成30年 5 月28日現在	第 6 期 平成30年11月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,775,689	4,949,224
コール・ローン	25,673,512	22,066,297
投資証券	640,703,874	581,873,403
親投資信託受益証券	249,804	249,755
未収入金	-	927,264
流動資産合計	671,402,879	610,065,943
資産合計	671,402,879	610,065,943
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	4,149
未払収益分配金	3,444,900	3,085,910
未払解約金	940,815	941,787
未払受託者報酬	89,930	82,461
未払委託者報酬	6,114,242	5,606,935
その他未払費用	35,222	33,131
流動負債合計	10,625,109	9,754,373
負債合計	10,625,109	9,754,373
純資産の部		
元本等		
元本	688,980,047	617,182,003
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,202,277	16,870,433
元本等合計	660,777,770	600,311,570
純資産合計	660,777,770	600,311,570
負債純資産合計	671,402,879	610,065,943

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 5 期 平成29年11月28日 平成30年 5 月28日	第 6 期 平成30年 5 月29日 平成30年11月27日
自 至	自 至	
営業収益		
受取配当金	28,978,206	28,124,595
受取利息	91	53
有価証券売買等損益	24,321,042	32,184,224
為替差損益	14,007,396	23,819,882
営業収益合計	9,350,141	19,760,306
営業費用		
支払利息	7,027	6,216
受託者報酬	92,905	86,980
委託者報酬	6,317,405	5,914,926
その他費用	46,183	33,448
営業費用合計	6,463,520	6,041,570
営業利益又は営業損失（ ）	15,813,661	13,718,736
経常利益又は経常損失（ ）	15,813,661	13,718,736
当期純利益又は当期純損失（ ）	15,813,661	13,718,736
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,370,858	28,202,277
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,427,142	699,018
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,427,142	699,018
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,444,900	3,085,910
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,202,277	16,870,433

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 6 期 自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくはは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資証券についての受取配当金は、原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2)当ファンドの計算期間は、前計算期末が休日のため、平成30年 5 月29日から平成30年11月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 5 期 平成30年 5 月28日現在	第 6 期 平成30年11月27日現在
１．元本状況 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成27年12月15日 1,011,936,579円 742,078,581円 68.0%	平成27年12月15日 1,011,936,579円 688,980,047円 60.9%
２．受益権の総数	688,980,047口	617,182,003口
３．元本の欠損	28,202,277円	16,870,433円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 5 期 自 平成29年11月28日 至 平成30年 5 月28日	第 6 期 自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日
分配金の計算過程 第 5 期計算期間末（平成30年 5 月28日）における費用控除後の配当等収益額21,667,875円を分配対象額として3,444,900円（1万口当たり50円）を分配しております。	分配金の計算過程 第 6 期計算期間末（平成30年11月27日）における費用控除後の配当等収益額20,703,789円を分配対象額として3,085,910円（1万口当たり50円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第 6 期 自 平成30年 5 月29日 至 平成30年11月27日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 6 期 平成30年11月27日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 5 期（平成30年 5 月28日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	98
投 資 証 券	20,784,748
合計	20,784,846

第 6 期（平成30年11月27日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	49
投 資 証 券	29,480,395
合計	29,480,444

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 5 期（平成30年 5 月28日現在）

該当事項はありません。

（通貨関連）

区分	種類	第 6 期 平成30年11月27日現在			
		契約額等 （円）	うち 1 年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	922,951	-	927,100	4,149
合計		-	-	927,100	4,149

（注）時価の算定方法

A. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期（自 平成30年5月29日 至 平成30年11月27日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第5期 平成30年5月28日現在	第6期 平成30年11月27日現在
1口当たり純資産額 0.9591円 「1口＝1円（10,000口＝9,591円）」	1口当たり純資産額 0.9727円 「1口＝1円（10,000口＝9,727円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	245,556	249,755	
	小計（日本）1銘柄		245,556	249,755	
アメリ カ・ドル	投資証券	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO Shares (Cap MDist)	66,703.790	5,126,186.260	
	小計（アメリカ・ドル）1銘柄		66,703.790	5,126,186.260 (581,873,403)	
合計				582,123,158 (581,873,403)	

（注）1. 各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	96.92%	99.96%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Short Duration Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO Shares (Cap MDist)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、この投資法人の投資証券であり、ルクセンブルグ籍の米ドル建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成30年11月末現在)

米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）

資産総額	211,485,708	円
負債総額	1,708,805	円
純資産総額（ - ）	209,776,903	円
発行済数量	214,915,900	口
1単位当り純資産額（ / ）	0.9761	円

米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）

資産総額	601,440,914	円
負債総額	3,533,726	円
純資産総額（ - ）	597,907,188	円
発行済数量	614,257,797	口
1単位当り純資産額（ / ）	0.9734	円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産総額	4,192,801,537	円
負債総額	6,245,613	円
純資産総額（ - ）	4,186,555,924	円
発行済数量	4,116,465,744	口
1単位当り純資産額（ / ）	1.0170	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

7 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

資本金の額：20億円（2018年11月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

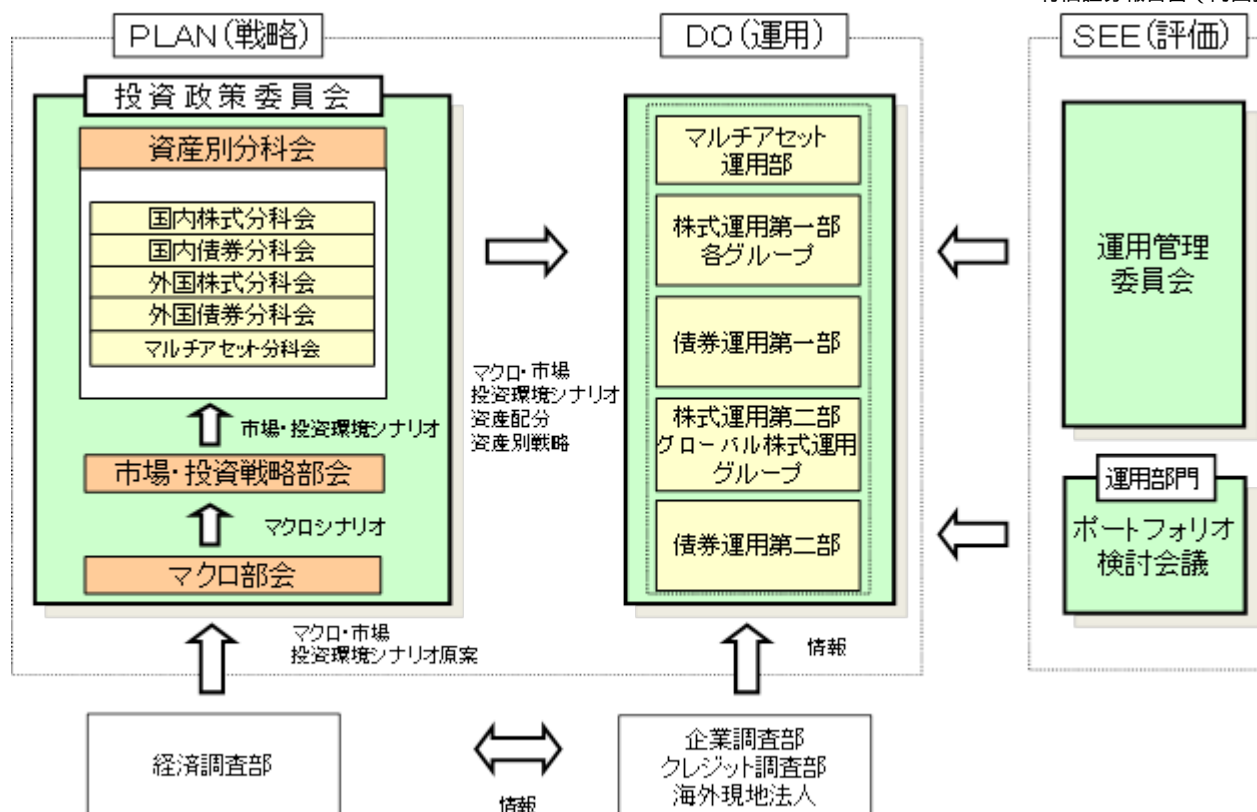
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は2名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は3日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の3分の2以上が出席し、その8分の5以上をもって行います。

< 投信運用の意思決定プロセス >



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により1999年4月1日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年11月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、397本であり、その純資産総額は、約3,350,309百万円です（なお、親投資信託120本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	21	61,304百万円
追加型株式投資信託	301	3,026,181百万円
単位型公社債投資信託	75	262,823百万円
合計	397	3,350,309百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表及び、第47期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		21,770,643	21,360,895
前払費用		206,930	204,460
未収入金		7,453	12,823
未収委託者報酬		3,291,565	3,363,312
未収運用受託報酬		912,489	1,198,432
未収収益		50,722	41,310
繰延税金資産		447,651	504,497
その他		428	7,553
流動資産計		26,687,885	26,693,285
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	110,298	75,557
器具備品	1	66,464	122,169
土地		710	710
リース資産	1	10,562	7,275
有形固定資産計		188,035	205,712

無形固定資産		
ソフトウェア	96,732	73,887
電話加入権	12,706	12,706
無形固定資産計	109,439	86,593
投資その他の資産		
投資有価証券	6,783,747	10,257,600
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	1,546	1,170
長期差入保証金	511,637	534,699
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	523,217	536,754
その他	192	-
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産計	8,838,366	12,348,249
固定資産計	9,135,840	12,640,555
資産合計	35,823,726	39,333,840

(単位：千円)

	第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,524	3,143
未払金	61,012	29,207
未払手数料	1,419,878	1,434,393
未払費用	1,150,008	1,287,722
未払法人税等	459,723	1,397,293
未払消費税等	26,700	135,042
賞与引当金	1,251,100	1,263,100
役員賞与引当金	82,900	85,600
その他	46,283	23,128
流動負債計	4,501,131	5,658,632
固定負債		
リース債務	7,841	4,698
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
役員退職慰労引当金	93,560	88,050

固定負債計	1,583,902	1,632,952
負債合計	6,085,034	7,291,585

(単位：千円)

	第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	26,100,773	28,387,042
利益剰余金合計	27,544,504	29,830,773
株主資本合計	29,700,773	31,987,042
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	37,917	55,213
評価・換算差額等合計	37,917	55,213
純資産合計	29,738,691	32,042,255
負債純資産合計	35,823,726	39,333,840

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	4,371,647	5,111,757
委託者報酬	28,124,470	26,383,145
その他営業収益	64,558	82,997
営業収益計	32,560,677	31,577,899
営業費用		
支払手数料	13,056,474	11,900,832

広告宣伝費	169,346	93,131
公告費	2,915	-
調査費		
調査費	1,331,709	1,637,364
委託調査費	3,213,013	2,959,680
委託計算費	137,135	79,120
営業雑経費		
通信費	39,943	42,497
印刷費	501,370	517,371
協会費	24,788	24,374
諸会費	2,492	3,778
その他	109,609	122,930
営業費用計	18,588,799	17,381,079
一般管理費		
給料		
役員報酬	209,010	218,127
給料・手当	2,852,929	2,809,008
賞与	129,064	86,028
退職金	32,873	9,864
福利厚生費	639,080	647,269
交際費	22,638	29,121
旅費交通費	142,966	159,224
租税公課	174,826	199,255
不動産賃借料	620,232	622,807
退職給付費用	217,625	219,724
固定資産減価償却費	57,699	71,624
賞与引当金繰入額	1,251,100	1,263,100
役員退職慰労引当金繰入額	38,169	36,130
役員賞与引当金繰入額	80,300	85,500
諸経費	564,747	901,001
一般管理費計	7,033,264	7,357,787
営業利益	6,938,613	6,839,032
営業外収益		
受取配当金	4,517	23,350
受取利息	675	199
投資有価証券売却益	6,051	6,350
業務委託関連引当金戻入	4,000	-
為替差益	123	-

その他	5,690	2,831
営業外収益計	21,058	32,732
営業外費用		
投資有価証券売却損	21,990	5,000
為替差損	-	1,784
その他	113	0
営業外費用計	22,103	6,784
経常利益	6,937,568	6,864,980
税引前当期純利益	6,937,568	6,864,980
法人税、住民税及び事業税	1,881,549	2,242,775
法人税等調整額	225,697	78,014
法人税等合計	2,107,247	2,164,761
当期純利益	4,830,321	4,700,218

（３）【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	2,764,300	2,764,300			2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～30年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第45期 (平成29年3月31日)	第46期 (平成30年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 454,117千円	建物 465,964千円
器具備品 272,531千円	器具備品 266,621千円
リース資産 10,688千円	リース資産 8,719千円
2. 保証債務	2. 保証債務
被保証者 従業員	-
被保証債務の内容 住宅ローン	
金額 940千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金 の総額 （千円）	配当の 原資	1株当た り配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,413,950	利益 剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合 計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の総額 （千円）	配当の 原資	1株当た り配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,770,643	21,770,643	-
（2）未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	-
（3）未収運用受託報酬	912,489	912,489	-
（4）未収入金	7,453	7,453	-
（5）投資有価証券 其他有価証券	6,732,611	6,732,611	-
資産計	32,714,763	32,714,763	-
（1）未払手数料	1,419,878	1,419,878	-
（2）未払費用（*）	891,704	891,704	-
負債計	2,311,583	2,311,583	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
（2）未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
（3）未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
（4）未収入金	12,823	12,823	-
（5）投資有価証券			

その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用（*）	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

（*）金融商品に該当するものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬及び（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第45期（平成29年3月31日）	第46期（平成30年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	511,637	534,699

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（5）投資有価証券には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	-	-	-
未収委託者報酬	3,291,565	-	-	-
未収運用受託報酬	912,489	-	-	-
未収入金	7,453	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	2,222,381	467,133	-
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	-

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-

未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第45期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	122,257
小計	2,850,146	2,972,404	122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第45期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第46期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,546,322	1,482,500
退職給付費用	149,442	147,235
退職給付の支払額	213,264	105,520
その他	-	15,987
退職給付引当金の期末残高	1,482,500	1,540,203

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203
退職給付引当金	1,482,500	1,540,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,482,500	1,540,203

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第45期 149,442千円 第46期 147,235千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第45期は68,183千円、第46期は72,489千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第45期 （平成29年3月31日）	第46期 （平成30年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	12,099	71,030
賞与引当金	386,089	386,761
社会保険料	29,075	30,549
未払事業所税	4,693	4,247
その他	21,191	11,908
繰延税金資産合計	453,148	504,497
繰延税金負債		
その他	5,496	-
繰延税金負債合計	5,496	-
繰延税金資産の純額	447,651	504,497
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	454,152	471,610
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	28,748	26,961
その他	57,051	62,550
繰延税金資産小計	618,499	639,668
評価性引当額	78,546	78,546
繰延税金資産合計	539,952	561,121
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	16,734	24,367
繰延税金負債合計	16,734	24,367
繰延税金資産の純額	523,217	536,754

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第45期及び第46期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第45期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は職業	議決権 等の所有割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は職業	議決権 等の所有割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（1株当たり情報）

	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	7,724円34銭	8,322円66銭
1株当たり当期純利益金額	1,254円63銭	1,220円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第45期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益(千円)	4,830,321	4,700,218
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,830,321	4,700,218
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付にて、当社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、及び住友生命保険相互会社が、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成30年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	18,749,227
前払費用	220,062
未収入金	134,890
未収委託者報酬	3,199,531
未収運用受託報酬	1,318,844
未収収益	40,355
その他	3,640
流動資産計	23,666,551
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 304,462
器具備品	1 106,510
土地	710
リース資産	1 9,904
有形固定資産計	421,586
無形固定資産	103,187
投資その他の資産	
投資有価証券	11,160,853
関係会社株式	956,115
従業員長期貸付金	1,123

長期差入保証金	534,276
出資金	82,660
繰延税金資産	841,341
その他	945
貸倒引当金	20,750
投資その他の資産計	13,556,564
固定資産計	14,081,338
資産合計	37,747,889

（単位：千円）

当中間会計期間
（平成30年9月30日）

負債の部

流動負債

リース債務	3,727
未払金	66,584
未払手数料	1,372,290
未払費用	1,215,524
未払法人税等	754,735
未払消費税等	145,434
前受収益	43,935
賞与引当金	566,800
役員賞与引当金	36,000
その他	22,639

流動負債計 4,227,672

固定負債

リース債務	6,965
退職給付引当金	1,574,978
役員退職慰労引当金	100,760
資産除去債務	248,260

固定負債計 1,930,965

負債合計 6,158,637

（単位：千円）

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金 2,000,000

資本剰余金

資本準備金 156,268

資本剰余金合計 156,268

利益剰余金

利益準備金 343,731

その他利益剰余金

別途積立金 1,100,000

繰越利益剰余金 27,961,448

利益剰余金合計 29,405,179

株主資本合計 31,561,448

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 27,803

評価・換算差額等合計 27,803

純資産合計 31,589,252

負債純資産合計 37,747,889

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間
(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

営業収益

委託者報酬 12,879,465

運用受託報酬 2,302,085

その他営業収益 34,382

営業収益計 15,215,933

営業費用

一般管理費 1 3,616,813

営業利益 2,819,632

営業外収益

受取配当金 14,987

受取利息 89

投資有価証券売却益 4,775

雑収入 635

営業外収益計		20,488
営業外費用		
投資有価証券売却損		4,300
為替差損		224
その他		389
営業外費用計		4,914
経常利益		2,835,206
特別損失	2	21,700
税引前中間純利益		2,813,506
法人税、住民税及び事業税		678,594
法人税等調整額		212,006
法人税等合計		890,600
中間純利益		1,922,905

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30

（単位：千円）

日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当中間期変動額						
剰余金の配当						2,348,500
中間純利益						1,922,905
株主資本以外の 項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	425,594
当中間期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,961,448

有価証券報告書（内国投資信託）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当中間期変動額					
剰余金の配当	2,348,500	2,348,500			2,348,500
中間純利益	1,922,905	1,922,905			1,922,905
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			27,409	27,409	27,409
当中間期変動額合計	425,594	425,594	27,409	27,409	453,003
当中間期末残高	29,405,179	31,561,448	27,803	27,803	31,589,252

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式 …総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物2年～30年、器具備品4年～15年 （会計上の見積りの変更） 当中間会計期間において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2,226千円減少しております。 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（追加情報）

当社とS M A Mとの間での合併契約の締結について

当社は、平成30年9月27日開催の当社取締役会において、当社とS M A Mとの間で合併契約を締結することについて決議し、平成30年9月28日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

1. 企業結合の概要

(1)吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の名称及び事業の内容

吸収合併存続会社の名称	三井住友アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業等
吸収合併消滅会社の名称	大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基

づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日（予定）

(4)企業結合の法的形式

当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方にに基づき、S M A Mを取得企業としております。

2．合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

(1)合併比率

当社の普通株式1株に対し、S M A Mの普通株式4.2156株を割当て交付いたします。

(2)合併比率の算定方法

当社はP w C アドバイザリー合同会社を、S M A MはE Y トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付株式数

普通株式：16,230,060株

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）	
1．有形固定資産の減価償却累計額	781,783千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）		
1．減価償却実施額	有形固定資産	40,478千円
	無形固定資産	16,211千円

2. 特別損失	合併関連費用	21,700千円
合併関連費用は、当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用等であります。		

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注2）をご参照ください。）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	18,749,227	18,749,227	-
(2) 未収委託者報酬	3,199,531	3,199,531	-
(3) 未収運用受託報酬	1,318,844	1,318,844	-
(4) 未収入金	134,890	134,890	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	11,109,717	11,109,717	-
(6) 長期差入保証金	519,765	519,765	-
資産計	35,031,976	35,031,976	-
(1) 未払手数料	1,372,290	1,372,290	-
(2) 未払費用	878,527	878,527	-
負債計	2,250,818	2,250,818	-

（ ）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
(1) 其他有価証券 非上場株式	51,135
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115
(3) 長期差入保証金	14,511

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成30年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.其他有価証券

(単位：千円)

区 分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			

証券投資信託の受益証券	5,053,937	4,797,266	256,671
小計	5,053,937	4,797,266	256,671
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託の受益証券	6,055,780	6,272,376	216,596
小計	6,055,780	6,272,376	216,596
合計	11,109,717	11,069,643	40,074

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成30年9月30日）

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）	
期首残高	-
見積りの変更による増加額（注）	248,260
中間期末残高	248,260

（注）主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について、当中間会計期間において、新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、使用見込期間を当該契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
--	---------	--------	-----	----

外部顧客からの営業収益	12,879,465	2,302,085	34,382	15,215,933
-------------	------------	-----------	--------	------------

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
（１）1株当たり純資産額	8,205円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額(千円)	31,589,252
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	31,589,252
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	499円46銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,922,905
普通株式に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,922,905
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

大和住銀投信投資顧問株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社となる予定です。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要 >

- ・ 資本金：51,000百万円（2018年9月末現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2018年9月末現在	事業の内容
株式会社三重銀行	15,295	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.08%の株式を保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成30年8月28日
臨時報告書	平成30年10月5日
臨時報告書	平成30年10月5日

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月 5 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 広 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付にて、会社及び三井住友アセットマネジメント株式会社の主要株主が、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 浩司 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）の平成30年5月29日から平成30年11月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）の平成30年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月28日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）の平成30年5月29日から平成30年11月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）の平成30年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月 3 日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年9月27日開催の会社の取締役会において、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、平成30年9月28日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。